

## 「県が発注する建設工事の債権譲渡(売掛債権担保融資保証制度)の承諾に関する取扱要領」の概要

### 要領の目的

(H19.5.1施行)

中小企業信用保険法に基づく売掛債権担保融資保証制度(信用保証協会の保証制度)を利用し、金融機関から融資を受けるための債権譲渡について県建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書きの規定により承認する場合の取扱要領

### 制度の概要

(別に定める下請セーフティネット債務保証事業との併用は不可)

**【債権譲渡人・債権譲受人】**(譲渡人)請負者、(譲受人)金融機関及び県信用保証協会(準共有)

**【対象工事】**完成検査に合格した工事、出来形40%(中間前払金支払時60%)以上の工事

**【承諾願時提出書類】**債権譲渡承諾願、下請負人等不存在確認書又は下請負人等への支払状況・支払計画書、保証人の承諾(保証委託契約約款等で必要な場合)

**【工期途中工事の追加書類】**債権譲渡契約証書写し(調印前)、下請負人保護に関する特約条項(調印前)(契約書に保護措置が講じられていない場合)、工事履行報告書、( )は承諾後に調印後を提出)

\* **承諾願の提出期間** (完成後)完成検査合格後、(工期途中)履行期間末日の2週間前

\* **出来高確認** 発注者は の確認のみ行い、出来高査定は譲受人が行う(依頼時は発注者は現場立入を承認)

**【融資実行後提出書類】**融資実行報告書、下請負人等への支払状況・支払計画書(変更時のみ)

**【下請保護方策】**工期途中工事の場合、承諾願時提出書類 又は に次のいずれかの措置が必要  
債権譲渡人が倒産により下請人等への支払ができなくなった場合、債権譲受人が発注者から受け取る請負代金の一定割合を下請負人等に支払う特約(一定割合は譲渡人及び譲受人間で決定)  
債権譲渡人の倒産により下請人等への支払ができなくなった場合、債権譲受人は債権譲渡人への貸付金等を精算の上、残余の部分を下請負人等に支払う特約

\* **受益の意思表示** 元請負人と下請負人等は連署で債権譲渡契約書の各条項を承認したうえで受益の意思表示をしないと第三者に対抗できない。

\* **下請負人等の範囲** 本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人及び資材を提供する資材業者

\* **承諾願・承諾書記載事項** (承諾願)当該工事施工に必要な融資等、(承諾書)当該工事に係る貸付金及び譲渡人倒産時の下請負人等の債権を担保し、譲受人の譲渡人に対するそれ以外の債権を担保しない旨を記載。

**【その他】**県発注機関は債権譲渡整理簿を整理し、翌月10日までに県建設・技術課に報告